

みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱の改正について

「みんなで支える森林づくり推進会議の開催に関する方針」及び、「みんなで支える森林づくり県民会議開催要綱」の一部が令和3年3月24日に改正され令和3年4月1日から適用となりました。

これに合わせ、「佐久地域会議開催要綱」の一部改正を行います。

○改正の趣旨

審議会等の設置及び運営に関する指針(平成14年1月18日制定)の規定に基づき、県の付属機関との区分を明確にするため。

○主な改正内容

- ・ 構成員の名称を「委員」から「構成員」に変更
- ・ 構成員の選任方法を「委嘱」から「依頼」に変更
- ・ 構成員の任期に関する規定を削除
- ・ 座長代理の規定を削除
- ・ 開催期間の規定を追加

- 1 「みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱」(改正案) 見え消し
..... 1P
- 2 「みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱」(改正後) 2P

(参考)

- 3 「みんなで支える森林づくり推進会議の開催に関する方針」(改正後)
..... 3P
- 4 「みんなで支える森林づくり県民会議開催要綱」(改正後) 5P

みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱

(改正案・見え消し)

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策について、地域住民の代表者等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり佐久地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、地域会議は、地方自治法 138 条の 4 第項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 佐久地域振興局は、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

(構成員委員)

第3 地域会議は、局長が依頼委嘱する者委員をもって構成する。

~~2 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。~~

(組織)

第4 地域会議に、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。

2 座長は、構成員委員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6~~5~~ この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

平成25年7月22日 改正

平成29年8月1日 改正

令和元年6月24日 改正

令和3年4月1日 改正

みんなで支える森林づくり佐久地域会議開催要綱

(改正後)

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策について、地域住民の代表者等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり佐久地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、地域会議は、地方自治法 138 条の 4 第項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 佐久地域振興局は、佐久地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

3 座長代理は、委員のうちから座長の指名によって決定し、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月30日から施行する。

平成25年7月22日 改正

平成29年8月 1日 改正

令和 元年6月24日 改正

令和 3年4月 1日 改正

みんなで支える森林づくり推進会議の開催に関する方針

(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森政第 489 号林務部長通知)
(一部改正 平成 25 年 4 月 24 日付け 25 森政第 48 号林務部長通知)
(一部改正 平成 29 年 3 月 28 日付け 25 森政第 448 号林務部長通知)
(一部改正 令和元年6月 10 日付け元森政第 124 号林務部長通知)
(一部改正 令和3年3月 24 日付け2森政第 578 号林務部長通知)

(趣旨)

第1 この方針は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策（以下「森林税活用事業」という。）の透明性・公平性の確保等を図ることを目的に開催する「みんなで支える森林づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）について、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 14 年 1 月 18 日付け 13 人第 206 号総務部長通知。以下「指針」という。）の定めにあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

なお、推進会議は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(推進会議の定義)

第2 この方針において、「推進会議」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県民の代表等からの意見を聴取し、森林税活用事業等に反映させることを目的として、知事が別に定める要綱により開催する「みんなで支える森林づくり県民会議」（以下「県民会議」という。）
- (2) 地域住民の代表等からの意見を聴取し、各地域での森林税活用事業等に反映させることを目的として、地域振興局長が別に定める要綱により開催する「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）

(構成員)

第3 県民会議は知事が、地域会議は地域振興局長が依頼する者をもって構成するものとする。

2 構成員の依頼に当たっては、県民等の意見が幅広く反映されるよう、下記の例示を参考に、幅広い分野からの選任に努めるものとする。

(例示)・学識経験者（森林・林業関係、経済関係等）

- ・市町村の代表者
- ・森林・林業関係の代表者（関係団体、森林所有者、林業従事者等）
- ・企業の代表者（経済団体等）
- ・県民の代表者（消費者団体、教育関係、NPO法人等）

(組織)

第4 各推進会議に、座長を置くものとする。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、推進会議の進行を担当するものとする。

(会議)

- 第5 県民会議は知事が、地域会議は地域振興局長が招集するものとする。
- 2 会議の議長は、座長をもって充てるものとする。
 - 3 知事又は地域振興局長は、必要と認めるときは関係者の出席を求めて、意見を聴くことができるものとする。

(報告)

- 第6 地域振興局長は、地域会議の実施状況及び意見の概要等について、その都度、知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により報告のあった内容について、県民会議に報告するものとする。

(その他)

- 第7 この方針に定めるもののほか、推進会議の開催に関し、県民会議については林務部長が別に定め、地域会議については地域振興局長が別に定めるものとする。

付 則

この方針は、令和3年度から適用する。

みんなで支える森林づくり県民会議開催要綱

(開催目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を開催する。

なお、県民会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 県は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、森林税の課税期間終了後の施策の方向性及び森林づくり指針に関する事項等について、県民会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 県民会議は、知事が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 県民会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、県民会議の進行を担当する。

(開催期間)

第5 県民会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、県民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。